

ITビジネス創出支援事業費補助金 実施要領

(通則)

第1条 この要領は、ITビジネス創出促進支援事業補助金(以下「本事業」という。)に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 以下に掲げる経費については、補助対象経費から除外する。

- (1) 補助対象事業の実施に伴い発生する土地・建物の購入及び借上等にかかる経費並びに、土木・建築等設備工事が発生する際の経費
 - (2) 消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通経費
 - (3) 食糧費、接待費等の個人消費的経費
 - (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合も含む。)の経費。ただし、同等の内容の調達を、親会社、子会社、関連会社及び関係会社を除く会社から受けた場合の経費が、当該経費よりも上回ることが明らかである場合(調達以前に、三者による見積等を取得し、価格比較を行うこと)を除く。
- 2 他の企業との一部事業の協業化等を行うにあたり、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会を設立する場合、その設立に関する経費については補助対象経費から除外する。
- 3 前2項の規定のほか、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。
- 4 補助対象経費における人件費については、補助対象事業に直接関与する従業員の直接作業時間に対するものに限るものとし、以下に記す方法により算出したものとする。
- (1) 人件費=時間単価×従業時間(補助対象事業に直接関与した作業時間)
 - (2) 時間単価は、基本給与月額+諸手当(時間外手当、食料手当・交通費を除く)÷(月の所定の労働時間、もしくは年間所定労働時間÷12)とし、上限を3,000円とする。

(補助対象者)

第3条 要綱第6条に定める補助対象者が、要綱第4条に掲げる事業を行おうとするときは、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと。

(補助金交付決定額)

第4条 補助金の交付額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(審査委員会による補助対象事業の決定)

第5条 補助対象事業の採択に当たっては、公募後、要綱第20条第1項に定める委員会に付議し、事業の実現可能性、事業の市場性・成長性、実施スケジュール、製品・サービスの優位性、事業実施による人材育成の可能性、継続した事業の創出可能性等を勘案し補助対象事業を決定するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、当財団事業本部長が定める。

附則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年(2019年)6月19日から施行する。

別表 1

経費区分	補助対象経費
(1)報償費	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費及びコンサルタント費など、事業実施に必要な報償費用
(2)機器費・原材料・消耗品費	事業実施に必要な機器購入費機器・設備等の購入に要する経費
(3)機器リース費	事業実施に必要な機器リース費。 事業実施期間外を含む場合、事業実施期間中の分の金額のみを計上できる
(4)旅費・交通費	事業従事者の旅費。 講師等招聘旅費単価及び支給基準は各社の規定を準用のこと
(5)通信・運搬費	事業実施に必要な切手、宅配料等、通信関係の経費
(6)人件費	本事業に従事する際に必要となる人件費（＝予め申請時に設定した従事者に対するものであり、事業対象期間内に給与として支払が完了しているものを対象とする） ※下記を参照のこと
(7)施設及び設備等賃借料	施設や設備等の賃借に要する経費
(8)外注費	各種調査業務を外部に委託する経費、試作・商品パッケージ等外注加工費、委託費 等
(9)広告宣伝費	必要な広告宣伝費など
(10)その他、理事長が 適当と認める経費	

※(6)人件費は、補助対象経費合計額の3分の2以下とすること

{(1)～(10)の合計額} × 2/3 ≥ (6) 人件費

(6)人件費は、本事業に直接関与する従業員の直接作業時間に対するものに限る。

※※パソコン、プリンタ、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ等の汎用物品、他の用途に併用できる特定用途向け物品は、原則として補助対象外とする。

※以下のものは補助対象経費にはならない。

- ・土地及び建物の購入または借上等に係る経費
- ・土木・建築等設備工事が発生する際の経費
- ・消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通的経費
- ・施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- ・食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・他の用途との併用となっている旅費
- ・支出を確認できない経費

※留意事項

- ・消費税は補助対象経費から除外する。
- ・振込手数料は、本事業に必要な経費のみ計上できる。
- ・補助対象経費は、補助実施対象期間内に契約・発注・請求・支払いが完了する経費とする。